

富士見第一保育園の利用定員の変更について

1 根拠法令等

<子ども・子育て支援法>

(変更の届出等)

第35条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があるときは、内閣府令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

<子ども・子育て支援法施行規則>

(特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出)

第34条 法第35条第2項の規定による利用定員の減少の届出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うものとする。

1 利用定員を減少しようとする年月日

2 利用定員を減少する理由

3 現に利用している小学校就学前子どもの区分(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの減少後の利用定員

<子ども・子育て支援新制度自治体向けFAQ【19.1版】>

(NO.104 利用定員変更の際の手続き)

問 確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合にも、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に届け出なければならないのでしょうか。

答 確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が利用定員を増加・減少させる場合は都道府県知事への届出が必要となります。また、定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。

2 在籍園児数の推移と今後の見込みについて

在籍園児数の年度平均数（当該年度の各月の月初の在籍園児数を全て足した数字を月数で割ったもの）の推移を見ると、令和元年度までは利用定員を充足しているものの、令和2年度に若干割り込み、令和3年度では充足率は92.6%まで下がっていた。

新型コロナウイルス感染症の影響も考えられる中、令和4年度の園児数も引き続き落ち込んでいたことから、施設から利用定員変更の相談があり、市と施設との間で変更後の定員数とその構成についての意見交換を複数回実施した。

現在羽村市の待機児童はごく少数ではあるものの、最大定員を設定する中でも0～2歳児クラスで待機児が発生しているため、当該クラスの定員を減らすことは避けることとした。また3～5歳児クラスは市内の認可保育所において令和4年12月現在で若干名の余裕があり、定員を減少させたとしても待機児童は発生しないと判断していることから、4,5歳児クラスの定員を5名ずつ減らし、2歳児クラスを1名増やす変更を行うこととし、109人→100人へと定員変更を行うこととした。

	変更前 定員	在籍園児数						変更後 定員
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4(~12月)	
0歳	6人	7人	6人	7人	7人	7人	7人	6人
1歳	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人
2歳	18人	19人	22人	22人	22人	21人	22人	19人
3歳	20人	24人	23人	19人	19人	18人	22人	20人
4歳	25人	22人	24人	24人	22人	17人	18人	20人
5歳	25人	25人	23人	24人	23人	23人	16人	20人
(充足率%)	109人 (100.0)	112人 (102.7)	113人 (103.6)	111人 (101.8)	108人 (99.0)	101人 (92.6)	100人 (91.7)	100人 (—)